

パブリックコメント手続きの実施について（案）

【パブリックコメント手続き】

市の基本的な計画等の策定過程において、案の段階でその趣旨、内容を公表し、広く市民の皆様から意見を募り、いただいた意見に対して市の考え方を公表するとともに、いただいた意見を考慮して最終案の策定を行うまでの一連の手続き。

1 趣旨

「仙台市幼児教育の指針」の中間案を公表し、広く市民から意見を募り、寄せられた意見を考慮して最終案の策定を行う。

2 実施内容

(1) 募集期間

平成29年11月下旬 ～ 平成29年12月下旬

(2) 中間案の配布・閲覧場所

- ・仙台市役所本庁舎1階市政情報センター
- ・宮城野区、若林区、太白区情報センター
- ・区役所、総合支所総合案内
- ・本市ホームページに掲載

(3) 意見受付方法

①郵送 ②ファックス ③Eメール

※障害等の理由により①～③によることが難しい場合には、別途可能な方法について相談を受け付ける。

3 提出いただいた意見の取扱い

提出いただいた意見は、個人が特定できない内容に編集し、意見に対する本市の考え方と併せて後日本市ホームページ等で公表する（個別の回答は行わない）。